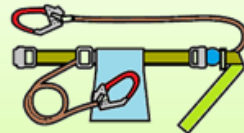


いのちつなごう

命綱 GO 活動



ホワイトカラーがネクタイとスーツを着用するように・・・
戦国武将が鎧（よろい）・兜（かぶと）を身にまとうように・・・

建設現場では安全帯・ヘルメット・安全靴などは当たり前！！



いのちつなごうかつどう

「命綱GO活動」実施要綱（要旨）

平成 28 年に滋賀県下の建設業で発生した死傷災害は 118 件であり、前年の 149 件を 31 件下回りました。このうち、高所からの墜落・転落による死傷者数は 40 人と最も多く全体の 34% を占めています。

また、平成 24 年 11 月 6 日以降「墜落・転落」による死亡災害は発生していませんでしたが、平成 27 年 1 月には高さ 12 メートルから、9 月には高さ 6 メートルから、平成 28 年 10 月には高さ 10 メートルから「墜落・転落」による死亡災害が発生し、加えて、平成 28 年 12 月に行った建設現場 36 箇所への一斉監督では、手すり、安全帯等墜落転落防止措置が講じられていなかった違反が延べ 24 件と最も多くありました。

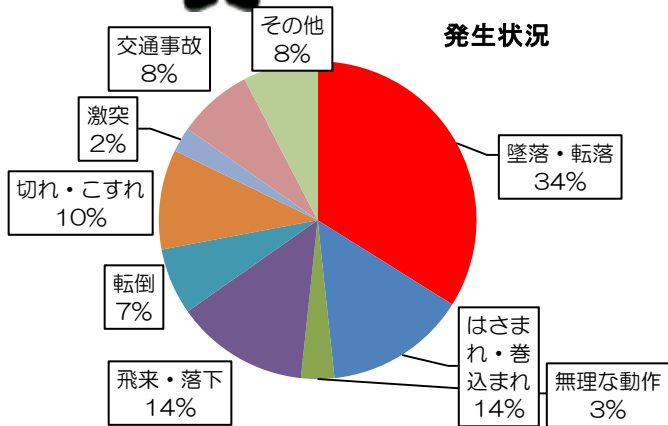
さらに、近年は経験年数の少ない労働者の労働災害が多く、現場での墜落・転落災害防止のための安全技術が適切に継承されているか懸念されているところです。

安全帯は「命綱（いのちづな）」とも呼ばれ、命をつなぐ用具であり、安全帯使用の重要性を認識いただくとともに、高所作業のみならず、墜落・転落のおそれのある箇所での使用を徹底するため、ゼロ災・滋賀「命綱GO（いのちつなごう）活動」を展開する活動です。

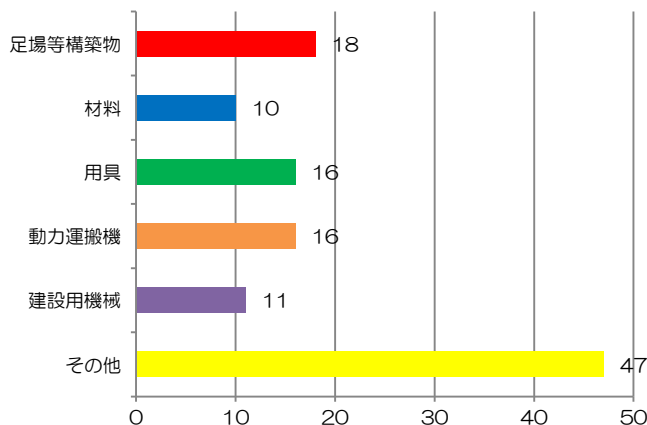
いのちづな つか ごとく たいせつ いのち
「命綱 使って つなGO 大切な命」



平成 28 年事故の型別



平成 28 年起因物別発生状況



滋賀労働局・各労働基準監督署

<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

事業者等が実施する具体的事項の詳細

(1) 安全帯の着用と唱和

ホワイトカラーが出勤するとき、ネクタイとスーツを着用するように・・・。また、戦国武将が命を守るため、鎧（よろい）・兜（かぶと）を身にまとい戦場に出て行きます。

建設現場に入場する労働者にも、保護具の着用が「当然のこと。」となるように、特に安全帯は、「必ず安全帯を着用する」、「必ず安全帯を使用する」ことを誓約させる等のルール作りを行いましょう。

また、朝礼やKY活動の際、安全帯の着用状況を労働者同士が確認しあい、現場所長や職長のリードのもと「いのちつながり よし!」と全員で意識啓発のため唱和しましょう。

(2) 安全帯点検活動

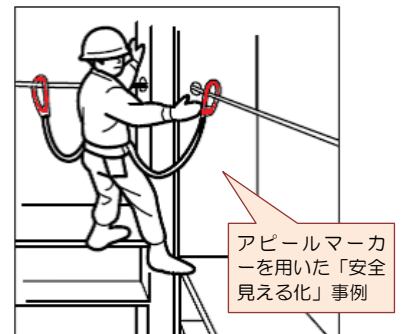
安全帯の規格（平成14年2月25日 厚生労働省告示第38号）に基づく構造要件を具備した安全帯を使用させることは当然ですが、作業に見合った安全帯を選定し適切に使用させることも重要です。特に、足場の組立て・解体作業や鉄骨建方作業時においては、二丁掛安全帯（二丁掛ハーネス型を含む。）を使用するようにしましょう。

ある現場で行った点検調査によりますと、4人に1人が問題のある安全帯を使用していることが認められました。

このため、安全帯の種類や特性、安全帯を正しく使用するためのポイントについて安全教育を行い、適宜、安全帯の点検を行いましょう。

安全帯の点検については、「足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業」（平成25年度委託事業）による『墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル』（建設業労働災害防止協会作成）を参考にしてください。

二丁掛け安全帯の使用例



- ① 事業者は、労働者が従事する作業内容に応じた安全帯を選定する。
- ② 適宜、安全帯の正しい使用方法について安全教育を実施する。
- ③ 送り出し教育を行う際、安全帯について「安全帯点検チェックリスト」を用いて点検を行わせ、廃棄基準に合致するものにあっては、使用させないようにする。
- ④ 元方事業者は、労働者の新規入場時に安全帯の点検状況を確認する。
- ⑤ 元方事業者は、安全帯点検設備を設置し、作業場所へ就かせる前に安全帯の機能等について点検させ、確認する。
- ⑥ 全国安全週間や安全大会等に併せて、安全帯に係る「危険体感教育」を行い、安全帯使用の重要性について認識させる。
また、必要に応じて安全帯メーカーの指導員に安全帯の点検を依頼する。

(3) 親綱等設置活動

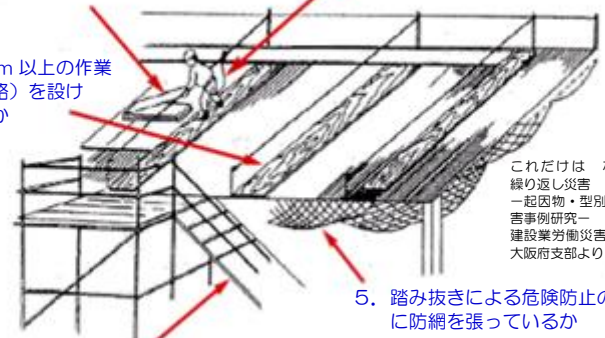
安全帯を使用するため、親綱の設置等安全帯を確実に取り付けるための適切な設備を設置しましょう。

安全帯の取付設備の性能及び使用方法については、※「手すり先行工法に関するガイドライン」の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」で示される以下の性能及び使用方法を参考としてください。

墜落災害防止のポイント

- ① 安全帯の取付設備として使用する親綱、親綱支柱及び緊張器の性能は、ガイドライン別表3の「親綱機材の性能」による。
- ② 親綱機材はガイドライン別表4の「親綱機材の使用方法」及び製造者の定める使用方法により使用する。
- ③ 単管抱き足場や単管ブラケット足場にあっては、各層に水平親綱を設置する。
- ④ 垂直タラップやはしご等の昇降設備には、安全ブロック等を設置する。

1. 屋根へ材料を置く場合、足場板等を敷きつめ材料置場の措置をしているか
2. 幅30cm以上の作業床（通路）を設けているか
3. 屋根への昇降設備はあるか
4. 屋根面で作業する場合、安全帯を使用しているか
5. 踏み抜きによる危険防止のために防綱を張っているか
6. やむを得ず屋根端部で材料を上げおろす場合、安全帯を使用しているか



これだけは、なくそう繰り返す災害。起因物・型別による災害事例研究。建設業労働災害防止協会 大阪府支部より

(4) 危険体感教育の実施

安全带そのものの安全性を認識させるため、現場で実施する安全大会等にあわせて、労働者に危険を体感させる以下のようなビジュアル教育（安全の見える化）を行いましょ。

- ① 不具合な安全带を使用して「安全带落下試験」を行う。
- ② 親綱の張り具合を確認するため、適当なスパンの長さごとに落下試験を行う。
また、はしごに安全ブロックを取付け、落下試験を行う。



(5) 各種作業手順の見直し

足場の組立て・解体等の作業、鉄骨組立て作業等あらゆる高所作業において安全带を使用させるため、作業手順の見直しを行い、関係労働者に周知することが重要です。以下に留意して実施しましょ。



① 事業者が実施すべき事項

ア その日の作業を開始する前に行う安衛則第567条の点検に加えて、親綱の設置状況について点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修する。

イ 親綱の設置や安全带の使用について、ガイドライン別表4の「親綱機材の使用法」により見直しを行った作業手順を作成し、関係労働者に周知する。

特に、手すりや墜落防止設備が設けられている箇所においても、作業の性質上必要と認められるときは、安全带を使用させる作業手順を確立する。

② 元方事業者が実施すべき事項

ア 毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視し、作業者の安全带の使用状況を監視する。

イ 安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等に対し、配下の作業員の安全带の使用状況を監視するよう指示する。

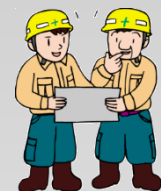
ウ 親綱の設置や安全带の使用について見直しを行った作業手順を作成し、関係労働者に周知する。

特に、手すりや墜落防止設備が設けられている箇所においても、作業の性質上必要と認められるときは、安全带を使用させる作業手順を確立する。

③ 安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等が実施すべき事項

ア 配下の労働者について、安全带の使用状況を監視し、未使用である場合については、直ちに作業を中止させ、元方事業者に連絡する。

イ 親綱の設置や安全带の使用について見直しを行った作業手順を関係労働者に周知する。特に、手すりや墜落防止設備が設けられている箇所においても、必要と認められるときは、安全带を使用させる。



「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「手すり先行工法による足場設置基準」については、以下のホームページで検索できます。

◆「手すり先行工法に関するガイドライン」

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/06_0001.pdf

◆「手すり先行工法による足場設置基準」

中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-44/hor1-44-7-1-3.html>

安全帯の廃棄基準の一例

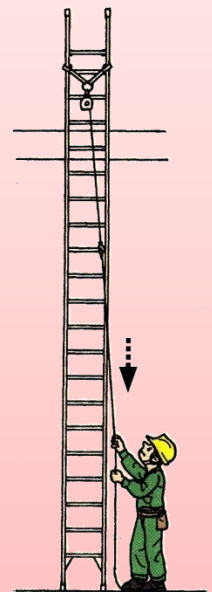
ベルト	<p>●両耳 ●幅の中</p> <p>3mm (ベルト) 以上の摩耗・切り傷等があるもの。</p>	<p>変形 変形し、締め具合の悪いもの。</p>	<p>摩耗・傷 1mm 以上の摩耗・傷等があるもの。リベットの磨耗が1/7 以上摩滅したものの。</p>
	<p>新品</p> <p>三つ打ちローブ ストランド 八つ打ちローブ ストランド ストラップ</p>	<p>変形 目視で変形が確認できるもの。</p>	<p>摩耗・傷 1mm 以上の摩耗・傷等があるもの。</p>
ローブ/ストラップ	<p>切り傷 1mm 以上の摩耗、切り傷があるもの。</p> <p>1 リード内で 7 ヤーン以上切れているもの。</p>	<p>変形 目視で変形が確認できるもの。</p>	<p>摩耗・傷 カギ部の内部に傷のあるもの又は外周に深さ1mm 以上の摩滅・傷等があるもの。リベットの磨耗が1/2 以上摩滅したものの。</p>
	<p>摩耗 芯が見えているもの。</p> <p>外層ヤーンおよび7 ヤーン以上摩耗しているもの。</p>	<p>変形 目視で変形が確認できるもの。</p>	<p>摩耗・傷 1mm 以上の摩滅・傷等があるもの。リベットの磨耗が1/7 以上摩滅したものの。</p>
	<p>キンク・形崩れ 全体に波打っているもの。キンクしているもの。また7 ヤーン以上形崩れのあるもの。</p>	<p>変形 目視で変形が確認できるもの。</p>	<p>損傷 ベルト通し環が破損しているもの。</p>
	<p>薬品・塗料 塗料が付着して硬化しているもの。また薬品が付着して変色しているもの。</p>	<p>機能不良 ストラップの巻き込み、引出しができないもの。</p>	<p>損傷 ベルト通し環が破損しているもの。</p>
	<p>焼損・溶解 損傷・溶解により芯が見えているもの。7 ヤーン以上溶解があるもの。</p>	<p>巻取り器</p>	
	<p>織糸の切断 織糸が1箇所でも切断しているもの。</p> <p>さつま織みの抜け さつま織みが1箇所でも抜けているもの。</p>		

作業ごとの墜落防止対策

1 はしごからの墜落防止対策

はしごは、昇降するための用具であり、これに登っての作業は行わせないようにしましょう。はしご昇降時の墜落防止対策について、以下の安全対策を行いましょ。

- (1) はしごを立てかける前に、上部の棧に安全ブロックを取付け、安全帯を使用できるようにすること。
- (2) はしごの上部は建築物等に固定し、下部は補助者が支えること。
- (3) 安定した水平・堅土な場所に設置すること。
- (4) 材料に著しい損傷、腐食等が認められるはしごは使用しない。
- (5) 継いで使用しないこと。やむを得ず継いで使用する場合は次によること。
 - ① 全体の長さは9m以下とすること。
 - ② 継手が重ねせ継手の場合は、接続部において1.5m以上を重ね合わせ、2か所以上で固定すること。
 - ③ 継手が突合せ継手の場合は、1.5m以上の添木を用いて4か所以上で固定すること。
- (6) はしごの立てかけ角度は75度以下とすること。
- (7) はしごの先端は屋根の軒先等より60cm以上突き出すこと。



2 屋根からの墜落防止対策

屋根、建物の解体、改修工事やソーラーパネルの設置作業等の工事は、短期間で終了し、足場の設置を行わない事業場が見受けられます。そこで、屋根からの墜落防止対策として、以下の安全対策を行いましょ。

- (1) 親綱と安全帯の組合せ工法

付近の電柱等から親綱を張り、安全帯に取り付ける。
- (2) 水平親綱と安全ブロックの組合せ工法

棟に支柱を設置し水平親綱を張る。これに安全ブロックを接続し、安全帯のフックを取付ける。
- (3) 親綱と安全ブロックの組合せ工法

フック金具（軒先に引っ張る金具）と引き留めベルトを使用し、親綱を屋根上にT字状に設置する。親綱及び引き留めベルト部分に安全ブロックを接続し、安全帯のフックを取り付ける。
- (4) 地上からの親綱設置先行工法

地上にアンカーを打ち（水を利用したウエイトバケットでも可）、これに親綱を屋根を介して家屋の反対側に同様の方法で固定する。屋根の広さに応じて、当該方法で数箇所設置する。これに安全ブロックを接続し、安全帯のフックを取付ける。